

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 6 月 1 9 日（令和 7 年（行情）諮問第 7 0 5 号）

答申日：令和 7 年 1 1 月 2 8 日（令和 7 年度（行情）答申第 6 2 3 号）

事件名：「統合情報教範 統合教範 8－4 令和 5 年 3 月 1 5 日 統合幕僚監部」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

「「統合情報」（表紙は除く）及びその改正理由書。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「統合情報教範 統合教範 8－4 令和 5 年 3 月 1 5 日 統合幕僚監部（表紙を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表 2 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 7 年 3 月 1 7 日付け防官文第 6 0 5 8 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）文書の特定に漏れがある。

改定理由書が存在するはずである。

（2）ないし（5）（略）

（6）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（7）（略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和 7 年 3 月 1 7 日付け防官文第 6 0 5 8 号により、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部

開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがある」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年6月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年7月17日 | 審議 |
| ④ 同年11月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、請求文言に「「統合情報」（表紙は除く）及びその改正理由書」と記載されていたことから、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 開示請求時点において、本件対象文書の改正は行っておらず、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成又は取得しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分には、統合運用における情報業務に関して、自衛隊の行動、運用及び教育訓練について具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、害意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、原処分において開示されている部分から容易に推測できる内容又は開示されている部分と同一の内容であり、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、

防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表２に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表２に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第４部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別表 1（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
本文の 4 ページ、5 ページないし 17 ページ、19 ページないし 22 ページ、24 ページ、25 ページ、27 ページないし 32 ページ、34 ページないし 51 ページ、53 ページないし 72 ページ、76 ページないし 78 ページ、80 ページ、83 ページ、85 ページないし 90 ページ、103 ページ、104 ページ及び 106 ページないし 108 ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
本文の 79 ページ及び 110 ページのそれぞれ内容の全て	

（注） ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。

別表 2（開示すべき部分）

ページ	開示すべき部分
本文の 2 5 ページ	3 行目の不開示部分
本文の 3 1 ページ	2 5 行目の不開示部分
本文の 5 5 ページ	3 2 行目の不開示部分
本文の 1 0 4 ページ	4 行目ないし 6 行目の不開示部分
本文の 1 0 8 ページ	1 0 行目ないし 1 2 行目の不開示部分

（注） ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。